

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（358）」
2. 日時：平成29年9月19日 13時30分～18時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他7名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」及び「52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 耐圧強化ベント系に関して「ドライウェルからの排気において、ダイヤフラムフロア面からの高さを確保するとともに燃料有効長頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも熔融炉心及び水没の悪影響を受けない」という方針について、該当部位を図示した上で内容を整理して提示すること。
 - 実用発電原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第48条における「所内車載代替の最終ヒートシンクシステム」に関する基準への適合性（同等性）について、整理して提示すること。
 - 緊急用海水系の「容量設定根拠」に関して、補機用冷却器の熱負荷を明確にするとともに残留熱除去熱交換器及び代替燃料プール冷却系熱交換器を含めた、緊急用海水系が担保すべき熱負荷の内訳を整理し提示すること。
 - 耐圧強化ベント系の対象範囲を整理して提示すること。
 - 重大事故等時の計装設備である「格納容器内水素濃度（SA）」及び「格納容器内酸素濃度（SA）」におけるサンプリング装置の位置付け（測定装置一式で重大事故等対処設備）を明確にするとともに、設計基準事故対処設備である格納容器内雰囲気モニタ（GAMS）に対する多様性及び位置的分散について整理して提示すること。
 - 実用発電原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条の要求事項である重大事故対処設備の「容量（機能・性能）」に対す

る設計方針について、計装設備である「格納容器内水素濃度（SA）」及び「格納容器内酸素濃度（SA）」の付属設備である圧縮機等の機能・性能について、整理して提示すること。

- フィルタ装置に係る記載について、他条文を引用する表現も含めて、「50条 原子炉格納容器内の過圧破損を防止するための設備」の資料と整合させること。
- 可搬型窒素供給装置に関する「容易かつ確実に接続できる」とする根拠としている「専用の接続方式」について、整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第48条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA48条）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第52条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA52条）